

purchased : 2 Snows Removing Motor Graders
 (4 meter wide class G1)
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 8
 December, 2 0 0 6
 3 Contact point for the notice : General
 Administration Center, Bureau of Treasury,
 Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno,
 Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
 TEL 018-860-2743

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一條第一項第三号の規定により個人演説会を開催するに付、かかる施設を次のとおり指定解除した旨上小阿仁村選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月二十四日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
五反沢児童館	北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下八十六番地	平成十八年十月六日
上仏社担い手センター	北秋田郡上小阿仁村仏社字田ノ沢十一番地一	"

監査委員公告

監査結果公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成18年10月24日

秋田県監査委員 富 盛 博 之
 秋田県監査委員 秋田県監査委員 大 菊 地 康 男
 秋田県監査委員 秋田県監査委員

財 511
 平成18年10月5日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成18年9月8日付け監委—436で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査箇所名	監査年月日	監査日
脳血管研究センター	平成18年7月12日	平成18年7月13日

(指摘事項)

- 1 未収金の回収に一層努めること。
- 2 診療材料購入契約において、契約相手方の決定事務手続きに不適切な例が見られたので、法令等の規定を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

- 1 未収金の収納管理につきましては、「秋田県立脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」に基づき、未納通知書、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、今後とも未収金の一層の回収に努めてまいります。また、退院時精算を徹底し、未収金の発生防止に努めてまいります。
- 2 診療材料等の購入契約につきましては、法令等の規定を遵守し、職員によるチェックを徹底するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

監査箇所名	監査年月日	監査日
リハビリテーション・精神医療センター	平成18年7月12日	平成18年7月13日

(指摘事項)

未収金の回収に一層努めること。

(措置状況)

「リハビリテーション・精神医療センター未収金取扱要領」に基づき、電話による催告や督促状、催告状の発行などにより、早期回収に努めるとともに、一時に支払ができない者に対しては分割納付も指導しながら、未収金の回収に努めてまいります。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二

の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成十八年十月二十四日
 秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 1 起業者の名称
 秋田県 代表者 秋田県知事 寺 田 典 城
- 2 事業の種類
 秋田都市計画道路路事業 三・四・十四号 川尻広面線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目
秋田県秋田市旭北寺町	百二十一番	公 墓 地

地 積 (平方メートル)	実 測 (平方メートル)
二、五九五	二、八六七、九八
	三、三三三

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 土地所有者の氏名及び住所
 不明。
 ただし、
 妙覚寺 代表役員 眞崎孝雄
 秋田県秋田市旭北寺町四番四十五号

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし

- 六 裁決手続の開始を決定した日
 平成十八年十月十九日

秋田県収用委員会告示第七号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成十八年九月二十三日に申請のあった秋田都市計画道路路事業三・四・十四号川尻広面線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県

収用委員会の公示による通知

収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 審理開始の期日 平成十八年十一月十六日 午後二時

二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十八年十一月十四日をもってその通知があったものとみなされる。

平成十八年十月二十四日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線に係る

土地収用事件

二 通知書の名称

平成十八年十月十七日付け秋収委一七十一 「審理の開始について(通知)」

三 通知を受けるべき者

秋田県秋田市旭北寺町百二十一番の土地の所有者

発行者

秋 田 県

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄